

広島県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三原市本郷町上北方字法花行二〇〇番一地从先から三原市本郷町上北方字栗森窪一八番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	ダブルウェイ
	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)	
	一二・〇〇〇 三九・〇〇〇	九・七〇〇 一六・八〇〇	
	六四七・〇〇	七二二・一〇	